

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 4 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第 1 1 条第 1 項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が 1，0 0 0 キロリットル以上 5，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，1 8 0，0 0 0 円、5，0 0 0 キロリットル以上 1 0，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，4 1 0，0 0 0 円、1 0，0 0 0 キロリットル以上 5 0，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，5 9 0，0 0 0 円、5 0，0 0 0 キロリットル以上 1 0 0，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，9 5 0，0 0 0 円、1 0 0，0 0 0	消防法第 1 1 条第 1 項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所設置許可手数料	危険物の貯蔵最大数量が 1，0 0 0 キロリットル以上 5，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，1 8 0，0 0 0 円、5，0 0 0 キロリットル以上 1 0，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，4 1 0，0 0 0 円、1 0，0 0 0 キロリットル以上 5 0，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，5 8 0，0 0 0 円、5 0，0 0 0 キロリットル以上 1 0 0，0 0 0 キロリットル未満のときは 1 件につき 1，9 4 0，0 0 0 円、1 0 0，0 0 0

	キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき2,270,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき4,550,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,820,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき7,070,000円		キロリットル以上200,000キロリットル未満のときは1件につき2,260,000円、200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のときは1件につき4,550,000円、300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のときは1件につき5,820,000円、400,000キロリットル以上のときは1件につき7,070,000円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。